事故情報データバンク

- ○消費者庁に一元化された事故情報について、「事故情報データバンク」として整理・公表
- 〇事故情報データバンクは、地方公共団体、報道関係者、研究者、消費者等の様々な主体 によって、事故防止に活用されることを期待

事故情報データバンクの概要

- 〇平成21年度以降の日常の身の 回りの製品、食品、サービスなど による事故等が約17万件登録され ており、関心のある分野の事故情 報を検索できる。
- 〇掲載内容は、事故発生日、発生 場所、事故状況等の事故の概要。
- ○当該事故が製品等に起因して いることが判明している場合は、 事業者名、商品名が閲覧できる。
- 〇平成27年度の年間アクセス数 は約12万件。(運用開始当初の22 年度は7万3千件。)



事故情報データバンクにより提供される情報

	関係機関名	情報の内容
1	消費者庁	消費者安全法等に基づいて消費者庁が集約している情報を登録しています。 地方公共団体、各省庁から通知され、事実確認中、原因究明中の事故を含んでいます。
2	国民生活センター、消費生活センター 〔消費者庁〕	消費生活センターに寄せられた相談情報のうち、危害、危険に関する情報を登録しています。全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)から転載しています。消費者からの任意の申し出情報に基づいており、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
3	日本司法支援センター 〔法務省〕	法テラスに寄せられた相談情報のうち、危害、危険に関する情報を登録しています。消費者からの任意の申し出情報に基づいており、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
4	厚生労働省	食品衛生法に基づいて厚生労働省が集約している、保健所が認知・公表した食中毒の発生情報です。
5	農林水産省	地方農政局などで入手した食品に由来する消費生活上の事故情報等の情報であり、消費者からの任意 の申し出情報も含んでいます。消費者からの任意の申し出情報は、事実確認(因果関係の精査等)を経て いない情報を含んでいます。
6	消費者庁、経済産業省、農林水産省	消費生活用製品安全法に基づいて各省庁から事業者が報告を受けた情報を登録しています。製品起因かどうか原因究明中の事故を含んでいます。
7	製品評価技術基盤機構 NITE 〔経済産業省〕	消費生活用製品安全法の重大事故には該当しないが、重大製品事故に準ずるものとして、事業者や消防等からの通知を受けた情報を登録しています。製品起因かどうか原因究明中の事故を含んでいます。
8	 国土交通省 	都市公園で発生した重大な事故に関する情報として管理者等から報告を受けた情報を登録しています。
9	国土交通省 国土技術政策総合研究所	国土交通省が消費者から通知を受けた任意の申し出情報を登録しています。建築物事故情報ホットラインから転載しています。事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
10	日本スポーツ振興センター 〔文部科学省〕	日本スポーツ振興センターが災害共済給付において給付した学校の管理下の死亡・障害事例として公表 している情報のうち、消費生活上の事故情報を登録しています。

消費者安全調査委員会の概要

消費者安全調査委員会

【目的】生命身体事故等の原因を究明し、事故の再発・拡大防止に資する知見を得る 【根拠法令】 消費者安全法第15条~第37条

端緒情報

・生命身体事故等の発生に関する情報

・事故等原因調査等の申出~事故等原因調査等が必要な事案を効果的に把握



事故等原因調査等

● 事故等原因調査(自ら調査)

・必要な限度において、調査権限を行使

【調査権限】

報告徵収、立入検査、質問、物件提出·留置、 物件保全·移動禁止、現場立入禁止

- ・調査を完了したときは、報告書を作成・公表
- 他の行政機関等による調査等の結果の評価等
 - ・他の行政機関等による調査等の結果を評価し、必要に応じて意見
 - ・更に調査を行う必要があるときは、自ら調査に移行

〇 情報提供 被害者等の

被害者等の心情に十分配慮し、 被害者等に適時適切な方法で 情報提供

○ 調査等の委託 (実験・分析等を委託)

大学、民間団体の研究機関 等

発生・拡大防止等のための提言

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のために講ずべき施策又は措置について

- 内閣総理大臣に対する勧告・意見具申
- 関係行政機関の長に対する意見具申

※直接、事業者等に対する勧告・命令をするものではない。

これまでに提言した意見

- •平成26年1月24日意見
- ガス湯沸器による一酸化炭素中毒の事故
- •平成26年6月20日意見
- 幼稚園で発生したプール事故
- •平成26年7月18日意見
- 機械式立体駐車場事故(マンション敷地内の機械式立体駐車場)
- •平成26年12月19日意見

家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等 の健康症状が発生したとの申出事案

- •平成27年6月26日<mark>意見</mark>
- エスカレーターからの転落事故
- ・平成27年10月23日意見毛染めによる皮膚障害
- ・平成27年12月18日<mark>意見</mark> 子供による医薬品誤飲事故
- •平成28年7月22日意見
- ハンドル形雷動車椅子を使用中の事故
- •平成28年8月30日意見
- エレベーターの戸開走行事故

生命身体事故等の発生・拡大の防止 及び被害の軽減のための各種措置

消費者庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・消費者への注意喚起
- ・関係省庁への措置要求
- ・事業者に対する勧告・命令(隙間事案)

関係省庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・所管分野の事業者に対する勧告・命令 等

事故情報の収集における論点(案)

- ▶入力項目等の妥当性 (項目、項目追加の必要性、入力内容の充分性、信頼性)
- ▶入力機関による入力項目、内容等の差異 (統一化の必要性、統一化する場合の制度面の整理)
- ▶入力情報の標記の不統一 (同一の企業名、商品名等が異なる文言で入力されている) **等**

事故情報の分析における論点(案)

- ▶消費者庁、その他関係行政機関等における分析手法
- ▶我が国における事故情報の分析手法の充実の方向性、可能性 (テキストマイニング、AI等の活用の可能性、統計的処理の可能性)
- ▶事故情報の分析におけるSNSの情報等の活用の可能性
- >その他想定される論点

(海外における分析手法(我が国における分析手法との違い)、消費者庁における在るべき分析体制)

事故情報の活用(発信を含む)における論点(案)

▶事故情報の利用者に適した情報内容

(消費者が利用する場合に必要な情報(即時性、わかりやすさ、行動に 結びつく、関連情報の入手しやすさ)

(事業者の場合(正確性、詳細性、規約、製品改良に結びつく))

▶事故情報の受け手に適した発信手段

(テレビ、新聞、インターネット、スマホ・タブレット等)

▶事故情報の双方向性の実現

(消費者庁からの発信→消費者からのコメント→追加情報等→消費者庁)

▶事故情報のオープン化の可能性

(個人情報、事業者名等の扱い、情報をオープンにした場合の責任の所 在等)

事故情報の分析の試行(1)(案)

目的

消費者庁に集約されている事故情報について、事故情報データバンクのほか外部の情報も活用、テキストマイニング等の技術により実際に分析を試行し、効果、課題等について検証。

分析を試行する分野等

- 1 主として消費者の活用を想定した分析
 - ▶消費者
 - →消費者が関心をもって情報に接するよう、グラフ等を使用した見える化、即時性、使いやす さを重視した分析。
 - ※分析軸の案:時間、場所、昼夜、天候、気温、認知症の有無、性別、事故の種別
 - ▶繰返し生じる事故(注意喚起、施策対応後も改善がみられないもの)
 - →注意喚起等が、より消費者の行動につながることを目指した分析。

事故情報の分析の試行(2)(案)

分析を試行する分野等

2 主として事業者、関係団体、関係行政機関等の活用を想定した分析

▶高齢者

- →高齢者の増加を踏まえ、高齢者の事故原因を究明分析し、製品改良、社会システムの改善、 施策等での対応を求めることを想定した分析。
- ※分析軸の案:時間、場所、昼夜、天候、気温、認知症の有無、性別、事故の種別

▶子ども

- →子どもは成人に比して怪我の危険等を察知する能力が低く、また好奇心が強く大人が予測できない行動をとる場合がある。そのため、子どもの事故原因を究明分析し、製品改良、社会システムの改善、施策等での対応を求めることを想定した分析。
- ※分析軸の案:時間、場所、昼夜、天候、気温、〇月、曜日、年齢、性別、事故の種別、子供の特性(予測できない行動)

▶外国人

- →グローバル化の進展、東京オリンピックを控え、今後、外国人が増加することが予想される。 そのため、外国人の事故原因を究明分析し、主に関係行政機関(関係団体)等の対応を求める ことを想定した分析。
- ※分析軸の案:時間、場所、昼夜、天候、気温、〇月、曜日、年齢、性別、国籍、事故の種別
- ▶繰返し生じる事故(注意喚起、施策対応後も改善がみられないもの)
 - →施策の効果を検証し、関係行政機関に更なる対応を求めることを想定した分析。

スケジュール(案)

- **第2回** 平成29年1月
 - 1)消費者庁等関係機関へのヒアリング
 - 2) 事故情報分析例の紹介
 - 3)事故情報データの検証に係る検討等
- ▶月1回程度開催し、平成29年の夏頃を目途に取りまとめる。

※審議の状況によっては変更の可能性がある。